

いちき串木野市議会  
議長 平石 耕二 様

いちき串木野市議会議員政治倫理審査会  
会長 中村 敏彦

### 審査結果報告書

平成30年9月18日付（受付第259号）及び同年12月10日付（受付第351号）で調査請求のあった案件について、いちき串木野市議会議員の政治倫理条例に基づき次のとおり審査結果を報告します。

調査請求者の氏名	竹之内 勉 議員 下迫田良信 議員
調査請求の対象となる者の氏名	西別府 治 議員
調査請求の対象となる事由の内容及び該当条項	<p><b>(1)内容</b></p> <p>議員の2親等以内の親族が役員をしている企業が市発注の公共工事を落札しているが、議員政治倫理条例に抵触する疑いがあるのではないかと。</p> <p>《市公共工事の落札：3件》</p> <p>①入札日：平成30年7月27日 工事名：都心平江線取付道路外築造工事 落札額：17,578,470円</p> <p>②入札日：平成30年8月28日 工事名：麓線道路外築造工事（30-13工区） 落札額：20,400,000円</p> <p>③入札日：平成30年10月26日 工事名：麓線舗装外工事（30-15工区） 落札額：13,040,000円</p> <p><b>(2)該当条項</b></p> <p>いちき串木野市議会議員の政治倫理条例第4条第1項及び第3項</p> <p>『第4条 議員又は当該議員の配偶者若しくは当該議員の2親等以内の親族が役員をしている企業又は議員が実質的に経営に関与する企業若しくはこれに準する団体は、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市が行う工事請負契約等を辞退するよう努めなければならない。ただし、災害等特別な理由があるときはこの限りでない。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 前2項に該当する議員は、市民に疑惑の念を生じさせないため、責任をもって関係者の辞退届を提出するよう努めなければならない。』</p>

<p>審査の結果 (審査会の結論)</p>	<p><b>《条例第4条第1項に対する結論》</b></p> <p>調査請求書にある3件の市公共工事については、(株)西別府弘組が落札し、市と請負契約を締結したことは事実である。条文中の『市が行う工事請負契約等を辞退するよう努めなければならない』との規定については、社長からは「弟から辞退するよう働きかけがあり、市公共工事を1年以上受注していない」との発言があった。</p> <p>以上のことから、第4条第1項に対する結論としては、請負契約を締結した事実は確認できるものの、条例制定後1年間入札（落札）を控えてきたことも事実であり、その努力は認められる。</p> <p><b>《条例第4条第3項に対する結論》</b></p> <p>条文中の『市民に疑惑の念を生じさせないため、責任をもって関係者の辞退届を提出するよう努めなければならない』との規定については、議員からは「条例に基づき全ての努力を行なっている」、また社長からは「弟からの働きかけは常にある」との発言があった。</p> <p>以上のことから、第4条第3項に対する結論としては、辞退届は提出されていないものの、条例に基づき、常に働きかけを行なっていることから、その努力は認められる。</p>
<p>調査請求事項に関連する審査会の付帯意見</p>	<p>○今回の審査案件の対象者は議員であり、議員の関係企業ではない。</p> <p>○審査の中で、社長から「従業員の生活もあり、会社も成り立っていないので、出来る限り受注できるように頑張るつもりです」との発言があったが、当該議員においては本条例の趣旨を尊重し、適切な対応を行うことを求める。</p>
<p>審査会委員 (議員9人)</p>	<p>◎会 長（中村敏彦）      ◎副会長（宇都耕平）</p> <p>○委 員（江口祥子・松崎幹夫・田中和矢・大六野一美・中里純人・原口政敏・福田清宏）</p>